

【別紙8】

日立市スポーツ少年団種目別運営費交付基準

- 1 運営費は、原則として種目別各協議会に交付する。ただし、1種目1単位団については、当該単位団に交付する。
- 2 運営費は、次の基準により算出した金額とする。
 - (1) 種目交流費
 - ア 1種目1単位団3,000円を基準とし、同一種目内の単位団が1団増えるごとに2,000円ずつ加算した金額を交付する。
 - イ 平行・複合団の実施種目もその種目の団数に含む。
 - ウ 1種目1単位団のものには交付しない。
 - (2) 種目運営費
 - ア 同一種目における全単位団の団員・指導者の合計数に50円を掛けた金額を交付する。
 - (3) 平行・複合型単位団に対する運営費は、種目運営費のみとする。
- 3 交付を受けようとする者は、各協議会または単位団の代表者をもって別紙様式（様式第1号～第6号）により申請するものとし、毎年度終了後は、速やかに事業報告書及び決算書を提出するものとする。
- 4 この基準は、平成21年4月1日から実施する。